平成２１年（フ）第７０４号
長崎県長崎市香焼町543番地８
債務者　佐原　藤子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷853番地　メイプルヒルダック’Ｓ201号
債務者　濵崎　　泉
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
秋田市新屋田尻沢西町６番７号
債務者　加賀谷千秋
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４号
秋田市横森５丁目６番２－１号
債務者　石井　繁春
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９７号
岐阜市鹿島町８丁目８番地ビラシャトルギフ707号室
債務者　山田　健二
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第９００号
岐阜県瑞穂市穂積80番地５
債務者　森　　幸男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第９０１号
岐阜県瑞穂市穂積80番地５
債務者　森　　淳子（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２号
岐阜市永楽町１丁目５番地３、住民票上の住所岐阜市旭見ケ池町42番地
債務者　近藤　妙子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２号
奈良県五條市本町２丁目１番15号
債務者　大屋興太郎
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３号
奈良県吉野郡大淀町大字北野121番地の１
債務者　津呂　　功
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第７１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延119番地１
債務者　川野　栄子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２号
福岡県直方市湯野原２丁目９番７号、前住所福岡県直方市大字感田2095番地７
債務者　濱地由起敏
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３号
福岡県直方市大字中泉1015番地１
債務者　熊谷　信也
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４０号
福岡県豊前市大字吉木983番地１　ＳＩハイツＩ102号
債務者　島田　良彦
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第８１６号
大分県臼杵市大字臼杵２の107番地の669
債務者　小野　雄次
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
大分市今津留３丁目13番21号レジデンス丸互505
債務者　河村　吉博
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０号
大分県由布市挾間町古野1133番地９
債務者　工藤　浩義
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４７号
大分県別府市中島町20番25号コーポ井上706号
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係